

あなたといっしょに、このまちのためにできること

民生委員・児童委員 主任児童委員

仲間がいたからやりがいに！

なにもわからなかったサラリーマンの私も、仲間の委員に支えられ活動できています。仲間や地域の住民のみなさんとのつながりがやりがいとなり、私の宝となりました。

地域の応援団と一緒に！

見守り活動はひとりで行うものではありません。福祉協力員や地域住民の協力があります。「こんにちは、お元気ですか？」と声掛けし、「ご苦労様、ありがとう！」の一言が私のやりがいです。

地域の宝！ 子どもたちと

思いを胸にしまい、気持ちを表に出せない子どもたちが増えています。身近なおとなとして接することで、心を開き、思いを聞かせてくれます。子どもの声を聞いて、子どもたちが幸せと思える地域と一緒に作りましょう。



先輩や協力者に 支えられ！

最初は何をしたらいいかわからないものです。先輩委員や福祉協力員さんたちがアドバイスしてくれ、いつのまにか私が先輩の委員になっていました。地域のみなさんとのつながりと思い出はかけがえのない経験です。

民生委員・児童委員の主な役割

見守る

地域住民の「身近な相談相手」として、悩みや心配事に耳を傾け、支援が必要な人には相談や情報を提供する

つなぐ

「支援へのつなぎ役」として、区役所や社会福祉協議会、社会福祉施設・サービスなどにつなぎ、その人らしく暮らせるように支援する

協力する

関係行政機関への協力や、地域の社会福祉協議会(福祉協力員)などと協力する

主任児童委員と連携

児童委員として、主任児童委員と連携し、担当地域の子ども・子育て家庭を見守る



主任児童委員の主な役割

聞く・伝える

「地域の身近なおとな」として、地域の状況に目を向け、「子どもの声」を聞き関係者に伝える

寄り添い把握する

地区の状況を把握している児童委員と連携を図り、地域の子ども・子育て家庭の困りごとを把握する

話しあう

区役所の子ども家庭相談コーナーや地域保健係、子ども総合センター、児童福祉施設、子ども・子育てに関する関係機関との連携強化に向けた連絡調整を行う

小・中学校とのつながり

地域の窓口として学校との連絡調整する

活動の基本



- ☑ 委員はあくまでも地域住民の一員です。「福祉のプロ」になる必要はありません。
- ☑ 地域住民の一員として、「ご近所付き合いの達人」であることが大切です。
- ☑ 委員は「見守る」、「把握する(寄り添う)」、「つなぐ」ことを仲間と一緒に実践します。
- ☑ その人らしい暮らしに向けて、「自助」「共助」「公助」の役割分担を行い、無理のない支援や活動を行います。
- ☑ 委員は行政に協力しますが、行政の責任を代替する立場ではありません。
- ☑ 委員には守秘義務があり、これを厳守します。



普段の活動例

- 毎月、地区ごとの定例会が開催されます。伝達事項や情報提供、困りごとの話し合いを行います。先輩委員からのアドバイスなどがあり、一人で抱え込むことがないよう仲間の委員がサポートしてくれます。
- 活動した回数は、活動報告書として毎月、地区会長に提出します。活動のノルマなどはありません。
- 地域の社会福祉協議会や自治会、市民センターなどが開催する行事にできる範囲で協力します。いろいろなつながりをつくり、情報が集まります。
- 地域の高齢者や障害のある人、子どもや子育て世帯等をその人に合わせて、自分のペースで見守ります。
- 行政や社会福祉協議会からの依頼に協力します。

研修や行事

- 活動歴に合わせて学ぶ機会があります。
 - ・ 新任民生委員・児童委員研修
 - ・ 中堅民生委員・児童委員研修
 - ・ 主任児童委員研修
 - ・ 区民生委員児童委員協議会主催研修
 - ・ 全国民生委員児童委員連合会主催研修など
- 市域・区域での行事があります。講演などもあり、活動について学ぶことができます。
 - ・ 市民生委員児童委員大会(年1回)
 - ・ 区民生委員児童委員総会(年1回)など

地域の関係団体との協力

地域にはそれぞれ、ボランティア団体である校(地)区社会福祉協議会があり、見守り活動を行う「福祉協力員」がいます。福祉協力員と民生委員・児童委員は協力関係にあり、お互いの長所を活かして、見守り活動をはじめとした地域福祉活動を協働して行います。



活動するうえで

- 民生委員・児童委員には、安心して活動いただくための制度があります。
 - ・ 活動は基本的に無給ですが、交通費や通信費、消耗品代など「実費弁償」が支給されます。
 - ・ 万一、活動中に怪我や病気になった場合は、公的な補償(公務傷害等)や互助共励事業による見舞金等が支給されます。
 - ・ 市・区民生委員児童委員協議会の事務局は、市・区社会福祉協議会が担い、行政の窓口である区役所保健福祉課と協力し、委員の活動をサポートします。